

新型コロナウイルス感染症 への対応に関する要望

令和2年（2020年）5月15日



熊本県

感染症の拡大防止や県民生活・県経済の影響の 最小化等への取組みに対する特別な財政支援

【内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

県及び県内市町村が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や県民生活・県経済への影響の最小化等に向けて躊躇なく取り組むことができるよう、今後とも特別かつ強力な財政支援措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

国においては、昨年度中に緊急対応策が講じられるとともに、4月30日には緊急経済対策関連経費を含む令和2年度補正予算（第1号）が成立し、感染拡大防止や雇用の維持、経済活動の回復等に向けた措置が講じられたところである。特に、今回の緊急経済対策においては、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設され、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できることとなった。

しかしながら、今月4日に緊急事態宣言の期間が延長され、感染症拡大の収束や経済活動の回復まで、なお長期間を要することも想定される。本県は特定警戒都道府県には指定されていないものの、今後の大規模な再増加も想定し、引き続き、感染症の拡大防止や医療体制の整備、地域経済の回復に向けた対策に万全を期す必要がある。また、本県においては、平成28年熊本地震が県民生活及び地域経済に対して依然として大きな影響を与えており、特に丁寧な対応が必要である。さらに、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の縮小が長期間続くこととなれば、地方税収の大幅な減少も見込まれ、現在示されている交付限度額では十分な対策を講ずることができないことが強く懸念される。

このため、今後、本県及び県内市町村が必要かつ十分な対策を講ずることができるよう、両交付金総額の大幅な増額をお願いしたい。また、地方創生臨時交付金の各団体への交付額の算定に当たっては、引き続き、特定警戒都道府県以外においても対策が必要であることに配慮するとともに、財政力の弱い団体、近年大規模災害に見舞われた団体においても必要かつ十分な対策が実行できるような算定方法としていただきたい。さらに、市町村分については、引き続き小規模団体に配慮いただくとともに、人口規模が大きい団体であっても、通勤や通学、買い物など、生活圈や経済圏における人の移動があることなどの実態を踏まえた、より丁寧な算定方法としていただきたい。

加えて、両交付金については、感染症の拡大防止や地域経済・住民生活の支援等に対し、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するとの趣旨に沿って、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟に活用できるようにしていただきたい。

今後とも、感染症の拡大の状況や経済活動の状況の変化に応じて、予備費の活用や追加の経済対策により国庫補助制度の創設・拡充を含め国として万全の対策を講じていただくとともに、国の対策に伴い生じる地方負担や、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業、経済活動の縮小により今後見込まれる地方税収の大幅な減少に対しても、特別かつ強力な財政支援措置を講じていただきたい。

県民の生命を守る医療提供体制の確保

【厚生労働省】

提案・要望事項

今後の感染拡大を見据え、県民の生命を守る医療提供体制を確保するため、次の支援策等をお願いしたい。

- 1 医療従事者への手当の支給等の財政支援制度や医療従事者が感染した場合の経済的補償制度の充実
- 2 必要な設備等整備に要する予算の確保や物資の十分な確保・プッシュ型の支援
- 3 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の柔軟な活用
- 4 医療機関向けの情報を一元管理・提供を行う専門窓口の開設

【現状・課題等】

本県においては、今後の感染拡大を見据え、県民の安全を守る医療提供体制の確保に向け、感染症指定医療機関や協力医療機関及び医師会に協力を依頼し、約300床の病床を確保しているが、医療現場では、マスクや防護服等の物資、人工呼吸器等の設備、治療等に対する情報等が不足している。また、特に防護服の調達が難しく、ウイルスに感染した場合の補償も全くないことから、医療従事者のウイルス感染に対する不安が日に日に高まっており、これ以上の病床確保が困難な状況にある。

本県のまん延期における必要病床数は約3,000床と推計されており、さらに病床を確保するためには、医療従事者が安心して対応できる体制を早期に整備するための以下の支援が必要である。

- 1 過酷な勤務環境におかれている医療従事者について、今後も感染症患者が増加した場合、医療従事者の負担増がさらに深刻化し、離職等による人手不足が懸念される。

また、医療従事者については、感染リスクに比して、感染した場合の経済的補償制度が十分ではないため、安心して働くことができないという課題がある。

そこで、感染症指定医療機関や協力医療機関における医師及び看護師等の確保に関し、医療従事者への手当の支給等の財政支援制度や感染した場合の経済的補償制度の充実をお願いしたい。

- 2 重症者を含む患者の受入れに必要な人工呼吸器等の設備等が不足している。

また、治療にあたる医療従事者について、防護服やマスク等の感染拡大防止に必要な物資が不足しており、支給までに時間を要することから十分な感染拡大防止対策をとれないといった課題がある。

そこで、重症者を含む患者受入れに関し、必要な設備等整備に要する予算の確保や、物資の十分な確保及び要望を待たずに配布するなどプッシュ型の支援をお願いしたい。

- 3 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に関しては、以下の経費を交付対象とするなど、都道府県の判断で柔軟に活用できるようにしていただきたい。

- ・民間事業者等の活用による保健所機能の強化に要する経費
- ・PCR検査試薬の購入費やドライブスルー方式による検体採取の実施に必要な医師等の人件費
- ・医療機関等への医療用マスク等の配布に要する経費

- ・入院患者受入医療機関における透析機器の整備など、状況に応じた様々な設備整備等の支援に要する経費
- ・帰国者・接触者外来受診者のための専用タクシーを運用する会社の支援に要する経費

4 医療提供体制を構築するために必要な情報（全国の症例、治験、患者受入れ体制構築事例など）が一元管理・提供されていないという課題がある。

そこで、医療提供体制全般に係る情報に関し、医療機関向けの情報を一元管理・提供を行う専門窓口の開設をお願いしたい。

熊本経済への影響の最小化

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 固定資産税等の軽減措置の拡大
- 2 賃料に対する助成措置等の創設
- 3 持続化給付金の迅速な給付と追加の給付
- 4 実質無利子・無担保の制度融資における融資上限額の引き上げ
- 5 社会福祉施設の受入れ中止等に伴い、仕事を休まざるをえなくなった労働者への支援
- 6 雇用維持に向けた柔軟な制度運用
- 7 観光産業の復活に向けた支援
- 8 事業者の円滑な再起支援のための取組みの強化

【現状・課題等】

- 1 中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、固定資産税等の軽減措置がとられたが、新型コロナウイルスの感染拡大による需要の落ち込みは、中小企業だけでなく中堅企業の経営環境にも大きな影響を与えている。地域経済を支える中堅企業に対しても適用範囲を拡大するようお願いしたい。併せて、これに伴い生じる固定資産税の減収について、適切な減収補てん措置を講じていただきたい。
- 2 店舗等を賃借している事業者の売上が急減していることから、賃貸用ビルの所有者等においても影響が広がっている。影響の最小化を図るため、固定的な負担となる賃料に対する助成制度の創設をお願いしたい。併せて、物件オーナーが賃料の減免に迅速に応じられるよう、目安となる減免基準を示していただきたい。
- 3 苦境にある事業者に対して、事業の継続を支えるべく創設された持続化給付金について、事業の趣旨を鑑み、早期に給付するとともに、複数回の給付を行っていただきたい。
- 4 中小企業等に対する資金繰り支援として、県の制度融資を活用した実質無利子・無担保の支援メニューが創設されたが、融資上限額の引き上げや、県が行う保証料補助及び市町村が行う利子補給について、さらなる財政措置を講じていただきたい。
- 5 小学校等の臨時休業等に対応するため、小学校休業等対応助成金・支援金が創設されたが、社会福祉施設が受入れ中止等になった場合、要介助者の世話をを行う必要がある労働者にあつては、休業給付の対象とはならない方等も存在する。仕事を休まざるをえなくなった労働者を支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金と同様の支援をお願いしたい。
- 6 雇用調整助成金について、「令和元年12月の生産指標がない新規創業者（令和2年1月以降創業者等）」への適用拡大とともに、各ハローワークでの申請受付の実施及び手続等の迅速化をお願いしたい。

また、雇用環境の急激な回復が見通せない状況であることから、緊急対応期間の延長をお願いしたい。

さらに、激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用をお願いしたい。

- 7 人の動きが止まったことにより顕著な影響を受けている観光事業者等については、新型コロナウイルス感染症終息後の観光需要の速やかな回復が必要である。緊急経済対策で打ち出された「Go To キャンペーン（仮称）」などの官民一体型キャンペーンの実施に当たっては、地域における需要喚起と地域の再活性化につながるよう、十分な予算措置等について、さらに検討していただきたい。
- 8 現在、国の緊急経済対策を活用した実質無利子・無担保の資金繰り支援が実現し、また、地域経済活性化支援機構（REVIC）による資本注入支援策についても検討が進められているなど、事業継続支援策が強化されつつある。今後の動向によっては、債務の弁済が困難となる事業者の増加も懸念されるため、事業債務減免に対する支援等についても、さらに検討していただきたい。

農林水産業における影響の最小化

【農林水産省】

提案・要望事項

新型コロナウイルスへの感染防止や学校の臨時休業措置、外食・イベント等の自粛などの中長期化による農林水産業への影響を最小化するため、農林水産業の維持安定及び農林水産物の消費拡大等に向けた継続的な支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県の基幹産業である農林水産業は、新型コロナウイルス感染症予防に伴う学校の臨時休業措置、イベント自粛、インバウンドの減少等による影響を受け高級食材、花き等をはじめとする農林水産物の需要が後退しており、収束時期が見通せない中、長期的な影響が続けば更なる経営悪化が懸念される。

このため、国産農林水産物の需要喚起、PR活動等の強化対策など地域が自主的に行う取り組みへ引き続き支援を行うとともに、経営の維持・安定に向けた資金調達の円滑化や次期作への支援等を切れ目なく実施し、今後の状況の推移を見極めながら、農林水産漁業者等の経営回復に向けた強力な農林水産物のプロモーション活動等の迅速な消費拡大対策をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対応における 子供たちの学びと安全・安心のための環境整備

【文部科学省】

提案・要望事項

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、安全・安心な環境と子供たちの学びを保障するため、次の支援策等をお願いしたい。

1 子供たちの「学びの保障」に係る財源の確保

(1) 臨時休業に伴い、さまざまなオンライン教材等の提供がなされているが、国において、小学校、中学校、高等学校等で使用している教科書を基本とした教材の提供について、各発行者等への働きかけと、教材活用に係る費用及び著作物使用に係る補償金支払いの免除について支援をお願いしたい。

(2) GIGA スクール構想の加速による学びの保障

① 学校におけるICT環境整備について、全ての都道府県及び市町村が計画的に整備を推進することができるよう、安定的かつ持続的な財源確保をお願いしたい。

② 校内通信ネットワークの整備については、今回の緊急経済対策で示された補助対象が「令和元年度補正予算に計上していなかった学校分」となっているが、令和元年度末の内定額では計画通りに事業が実施できないため、至急財政措置を講じていただきたい。

③ 1人1台の端末整備については、今回の緊急経済対策で示された補助対象に高等学校及び特別支援学校高等部が含まれていないため、補助制度の拡充をお願いしたい。併せて、家庭学習のための通信機器整備支援についても同様であるため、補助制度の拡充をお願いしたい。

2 特別支援学校通学バスの感染症対策に係る財源確保及び実施期間の延長

特別支援学校通学バス感染症対策事業に関し、「学校保健特別対策事業費補助金（特別支援学校スクールバス感染症対策支援）」の十分な予算確保及び実施期間の延長をお願いしたい。

3 学校の臨時休業に伴う学校給食休止による食品納入業者などへの影響を最小化するための支援に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症防止対策のために学校の臨時休業を継続しており、それに伴う学校給食休止によって、食品納入業者等に影響を与える影響を最小化するため、また、安全で安心した給食を提供できる環境を維持するため、昨年度実施された「学校臨時休業対策費補助事業」について、本年度も実施していただきたい。

【現状・課題等】

1 子供たちの「学びの保障」に係る財源の確保と支援

(1) 学びの保障のための教科書を基本とした教材提供の仕組みづくり

臨時休業の開始後、さまざまな企業等から、オンライン上の教材等の提供がなされ、臨時休業中の家庭学習に活用している。しかしながら、臨時休業の長期化により、子供たちの学習に遅れが生じることのないよう、家庭において、教科書を活用しながら学習を進めることが、より一層

必要である。

現在は、各教育委員会及び学校等において、それぞれ独自の教材等を開発し、臨時休業期間中の子供たちの学びを保障するべく取り組んでいるが、今後更なる臨時休業の長期化も予想される。そこで、教科書ごとに年間指導計画に基づいた家庭学習に活用できるオンライン上で入手可能な教材の提供について、教科書発行者に働きかけを行うとともに、教材の活用に係る経費及び著作物使用に係る補償金支払いの免除について支援をお願いしたい。

(2) GIGA スクール構想の加速による学びの保障

① 学校におけるICT環境整備については、地方交付税による財政措置がなされているが、ICT機器の導入・運用に当たっては、多大で長期的な財政負担が必要となることから、特に財政力が弱い自治体が脱落しないよう、計画的な整備及び運用に係る安定的かつ持続的な財源確保が必要である。

② GIGA スクール構想の実現について

- ・ 校内通信ネットワークの補助金については、本県の要望額 584,135 千円に対し、内定額 315,095 千円であり要望額の 53.9%となっている。また、市町村については、要望した 32 市町村のうち 19 市町村で内定額が要望額を下回っている状況である。

内定額の決定に当たり、国が定めた補助単価は、適正に積算されている自治体の見積書等を参考に設定されたとされているが、整備する学校の既存のネットワーク環境や施設の規模・配置といった個別の状況など、実態に合ったものとなっていない。

今回の緊急経済対策で示された補助対象が「令和元年度補正予算に計上していなかった学校分」となっており、いわゆる内示割れの手当てがないため、令和元年度末の内定額では計画通りに事業が実施できない自治体が出てくる可能性があり、至急財政措置を講じていただきたい。

- ・ 1人1台の端末整備については、高等学校段階においても1人1台の端末環境で個別最適化された学びを実現できるよう、高等学校および特別支援学校高等部についても補助対象とするなど、継続して補助制度の拡充をお願いしたい。

併せて、家庭学習のための通信機器整備支援についても高等学校および特別支援学校高等部が対象外であるため、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、補助制度の拡充をお願いしたい。

2 特別支援学校通学バスの感染症対策に係る財源確保及び実施期間の延長

本県では、障がいのある児童生徒の通学手段として、特別支援学校6校で通学バスを運行しているが、平均乗車率は89%であり、乗車する児童生徒間の距離を確保することが困難な状況にある。

(資料1)

通学バス利用時の感染防止策として、換気や消毒等の通常の対応に加え、①児童生徒間の距離を確保すること、②飛沫が直接かかりにくい座席配置とすること等の対応(資料2)を実施するために、通学バスを増便して運行する計画(資料3)を立てている。

本県は特定警戒都道府県には指定されていないが、引き続き、感染拡大の防止に万全を期す必要があり、通学バスの増便対応は長期化することが想定されている。

通学バス増便に係る経費負担は大きく(資料4)国の予算枠では足りない。

予算の逼迫により、増便対応を縮小あるいは中断した場合には、感染拡大防止の観点から、過密状態でバスを運行することはできず、該当の特別支援学校に通う児童生徒の学習を保証することが難しくなるだけでなく、学校によっては臨時休業を余儀なくされる場合もあるなど、その他の児

童生徒に波及することも想定される。

臨時休業もしくは、特定の児童生徒が登校できない場合は、家庭を中心に、預かり事業所等が日中の児童生徒の対応を行うことになるなど家庭等への影響も大きい。

学校保健特別対策事業費補助金（特別支援学校スクールバス感染症対策支援）の予算確保及び新型コロナウイルス感染症に関する抑制措置が解除されるまでの実施期間の延長をお願いしたい。

【参考】

学校名	資料1 現状		資料3 増便		資料4	資料2
	乗車率	内訳	内訳	摘要	所要額 (62日分)	
熊本支援学校	88%	中型3台	中型3台	全て登校時	4,698,980	
松橋西支援学校	76%	大型2台	中型2台	全て登校時	5,358,474	
荒尾支援学校	85%	中型4台	小型1台、中型1台	全て登校時	2,116,246	
大津支援学校	92%	大型1台、中型1台	大型1台	登下校時	3,876,488	
菊池支援学校	98%	大型2台	大型1台、中型1台	大型は登下校 小型は登校時	3,995,528	
球磨支援学校	92%	中型1台	大型1台	登下校時	3,802,708	
平均値 89%					総額 23,848,424	

3 学校の臨時休業に伴う学校給食休止による食品納入業者などへの影響を最小化するための支援に係る財源の確保

本県において学校の臨時休業が継続していることに伴い、学校給食も休止している状況にある。

このまま学校の休止が長期間に亘れば、食品納入業者等は経営が一層困難になる。このため、昨年度実施いただいた事業と同様に、キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用、納入業者が転売した価格差に係る費用を補助または補償するなど食品納入業者等への影響を最小化することによって、安全で安心した給食を提供できる環境の維持を図る必要がある。

子供たちに、安全で安心した給食を提供するためには、感染拡大の防止の観点から学校の臨時休業終了後の給食再開に向けた衛生管理の徹底・改善を図ることが必要になる。よって、学校給食調理業者に対し、施設の整備や、消耗品等の購入に係る経費を支援する必要がある。

本年度においては「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用も考えられるが、迅速な対応ができ、学校再開に伴う安全安心な学校給食の安定した実施に当たっては、昨年度実施された「学校臨時休業対策費補助事業」が不可欠である。

学校の臨時休業に伴う負担の軽減

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

- 1 学校の臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブの運営負担に対する更なる財政支援
- 2 特別支援学校等の臨時休業に伴い生じた放課後等デイサービスの利用増による追加的な地方負担への支援の継続

【現状・課題等】

- 1 学校の臨時休業に関連して、多くの放課後児童クラブにおいては、準備時間が十分に取れない中、人員確保等を行い、午前中からの開所を実施しているが、臨時休業に伴い、在宅勤務や祖父母の協力等により、放課後児童クラブを利用せず、自宅で過ごした児童も登録数の半数を超えている。

加えて、消毒液等が不足する中、子どもの安心・安全な居場所確保のため、感染症対策を徹底しながら放課後児童クラブを開所することに対する負担や感染への不安もあいまって、やむなく閉所することになった放課後児童クラブもある状況。

放課後児童クラブを利用しなかった場合やクラブが利用自粛を要請した場合、利用料返還を求められることとなるため、安定的な運営を継続していくためにも、保護者へ返却する利用料に対する財政支援を行うなど、国において、更なる財政支援をお願いしたい。

- 2 令和2年3月に実施された国の緊急対応策（第2弾）においては、特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加し、追加的に生じた利用者負担及び地方負担について、全て国からの支援があったところ。

しかしながら、令和2年度の国の経済対策においては、追加的利用について、利用者負担のみ（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）を支援することとなっているため、県内の多くの市町村から前回と同様のスキームとするよう要望が上がっている。

については、緊急対応策（第2弾）と同様に、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増により追加的に生じた地方負担についても、全て国の支援をお願いしたい。

高校生や大学生等の就職支援及び雇用創出策の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業要請などの感染症対策の強化及び経済状況の悪化に伴い、今後、企業の採用意欲の低下や倒産・解雇の増加など雇用環境への影響が懸念されるため、次のとおり支援等の充実を図っていただきたい。

- 1 高校生や大学生等の就職活動への支援と若者の県内就職の受け皿の確保
- 2 高等学校が実施する就職支援事業等への財政支援
 - (1) 公立高等学校が実施する学生の就職支援に係る「補習等のための指導員等派遣事業」の更なる予算確保
 - (2) 私立高等学校における求人開拓や学生の就職支援を行う人材の配置に係る財政支援
- 3 経済的困窮に陥った大学生等への支援
- 4 離職者等の再就職のための支援

【現状・課題等】

- 1 高校生や大学生等の就職活動への支援と若者の県内就職の受け皿の確保

国におかれては、令和2年3月13日に（一社）日本経済団体連合会に対し、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請が行われ、経団連においても、弾力的な採用選考活動の実施や、オンライン面接の推進、年間を通じた選考機会の確保などに取り組まれているところである。

一方で、緊急事態宣言が5月31日まで延長されるなど、未だ感染症収束の目途は立っておらず、就職活動への影響の長期化は免れない状況であることから、2020年度卒業・修了予定者及び高等学校や大学等においては、今後の動静が見通せず、引き続き、大きな不安材料となっている。

また、企業説明会の中止、延期又は規模縮小等に伴い、学生が企業を十分に理解する機会が失われ、企業に対する理解が進まず、雇用のミスマッチが生じることや、新型コロナウイルス感染症の影響による事業規模の縮小などにより企業の採用枠が大幅に減少し、県内就職を希望する若者が県外に流出することが危惧される。

このため、次のような取組みをお願いしたい。

- ・ 企業の採用選考日程を後倒しにするなど柔軟な日程の設定や秋採用・通年採用などによる一層の募集機会の確保に加え、インターネットをはじめ多様な通信手段を活用した企業説明会の積極的な実施などにより、新卒予定者等が安心して就職活動を実施できるよう、企業等に対する周知・徹底を改めて行うこと
- ・ 企業における採用意欲及び採用枠の堅持を支援するため、雇入れ関係助成金の新卒採用者への適用拡充を行うこと
- ・ 本県が独自に取り組んでいる、労働環境の向上等を行うブライト企業が実施する雇用創出や県経済を牽引するリーディング企業の育成を通じた雇用の受け皿の拡大、地方公共団体等が実施するWEBによるブライト企業等と学生が交流する場の創出といった取組みに対する財政支援を行うこと

2 高等学校が実施する就職支援事業等への財政支援

(1) 公立高等学校における就職支援は、学校教育活動の支援の一環として、退職教員など多様な地域人材を活用できる「補習等のための指導員等派遣事業（国庫補助事業：国 1/2 補助）」が実施されているところである。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、今後、学生の就職活動をより一層支援していく必要があるため、「補習等のための指導員等派遣事業」の更なる予算の確保をお願いしたい。

(2) 私立高等学校においても、臨時休業措置が取られる中、各校においては新卒就職予定者の就職活動を確実に支援する必要がある。しかし、現状においては、経済状況の悪化に伴う求人数の減が見込まれる中、感染症対策のため実地での相談や現地見学を自粛する傾向にある等、就職に係る情報収集が難しくなっている。

このため、私立高等学校において就職に係る情報収集、求人開拓や学生に対する就職指導を行う専門の就職指導員を配置するなど、就職支援のための財政支援をお願いしたい。

3 経済的困窮に陥った大学生等への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、大学生等の家計支持者の休業や失業、学生自身のアルバイトの減少等により、経済的困窮に陥る学生が増えることが見込まれる。このような学生の就職を支援するため、学生に対する十分な財政支援や更なる奨学金の拡充をお願いしたい。

4 離職者等の再就職のための支援

現在は、雇用の維持・確保に尽力しているところであるが、新型コロナウイルス感染症関連の倒産は全国で100社を超え、本県においても数件の倒産が確認されており、またコロナ関連の失業者が発生してきている状況である。厚生労働省の職業安定業務年報によるとリーマンショックが発生した平成20年度の事業主都合による離職は前年の1.8倍となっており、今般のコロナ禍においても、今後、ますます失業者が増加することが懸念される。このため、失業者の再就職に向け、人手不足分野等への再就職促進のための求職者支援訓練や離職者訓練の充実及び雇用創出基金事業等による地域の雇用を創出する取組みが必要である。